

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○

審査請求代理人 ×××××

処 分 庁 兵庫県尼崎市長

審査請求人が令和 2 年 1 月 1 5 日にした、処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和元年 1 0 月 1 6 日付け公文書部分開示決定通知書に係る審査請求（令和元年度審査請求第 6 号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求において不開示とされた文書のうち「指定医療機関への指導等の状況」（以下「別紙様式 5」という。）に係る公文書部分開示決定を変更し、次の各号に掲げる部分は開示とする。なお、その余の部分は原処分のとおりとする。

- (1) 「Ⅲ 一般指導」欄のうち「一般指導の実施方法、具体的内容」欄の記載部分を
開示とする。
- (2) 「Ⅳ 個別指導」欄のうち「個別指導調書・指導チェックリスト等の有無」欄の
記載部分を開示とする。
- (3) 「Ⅵ その他」欄のうち「国保部局等との連携（指導計画や個別事案の情報共有
等）を行っているか。」「不正等の情報提供があった場合の対応」欄の記載部分を
開示とする。

事案の概要

- 1 審査請求人は令和元年 1 0 月 3 日、処分庁に対して尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、「過去 5 年（平成 3 1 年・令和元年、平成 3 0 年、平成 2 9 年、平成 2 8 年、平成 2 7 年）の①各年度の生活保護業務実施方針等当該年度の同業務の実施に関する主要な課題や方針を記載した文書及びこれに関連する文書一切、②各年度の厚生労働省による「生活保護法施行事務監査」において尼崎市が作成した「準備資料」並びに厚生労働省の「改善指示事項」、③医療扶助・介

護扶助の適正化担当部署において作成された同部署の業務の実施方針、マニュアル、フローチャートその他これに類する書類一切、④医療扶助・介護扶助の適正化担当部署で開催された会議で出された資料のうち、尼崎市ホームページで公開されていないもの全て、⑤支払基金から尼崎市に対して情報提供された生活保護を利用する患者が多く受診している医療機関リストに関連する書類一切（以下「本件開示請求文書」という。）の開示を請求した。

- 2 処分庁は、本件開示請求文書に該当する文書を特定したうえで、条例第7条第2号及び同条第3号に該当する情報は不開示とし、これらの不開示とした情報を除いた部分を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書部分開示決定通知書（令和元年10月16日付け尼南保第16740号-2。以下「決定通知書」という。）により審査請求人に通知し、本件開示請求文書として特定した文書の写しを審査請求人に交付した。
- 3 審査請求人は、令和2年1月15日、本件処分に対し審査請求を行った。
- 4 処分庁は、上記第2項に記載の決定通知書において不開示とする根拠条文を記載するだけでは不十分であるとの審査請求人の主張を認め、決定通知書に記載の不開示理由を差し替えるとして公文書部分開示変更決定通知書（令和2年3月2日付け尼南保第16740号-3。以下「変更決定通知書」という。）を審査請求人に送付した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件審査請求において、審査請求人が主張している審査請求の趣旨及び理由は、概ね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 理由

ア 理由附記の不備

本件処分において開示された文書のうち、別紙様式5の一部が不開示とされているが、決定通知書の公文書の開示をしない部分及びその理由欄には、開示しない部分として「個人に関する情報並びに特定の個人が識別できる情報」及び「医療機関名並びに医療機関名が特定できる情報」の記載が、また、不開示の理由として単に根拠条文の記載があるだけで、不開示部分の特定及び不開示理由の記載がなく、理由附記の不備による手続違反は明らかである。

イ 条例第7条第6号該当性

別紙様式5の「一般指導の実施方法、具体的内容」、個別指導に関する「選定の方法」、「決定におけるプロセス」等記載欄の不開示部分は、前項アのとおり不開示とした理由に不備があるが、条例第7条第6号アの「監査、検査、取締り（中略）に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があ

るものに該当するとの判断がなされたものと推測する。しかしながら、これらの不開示部分はいずれも一般的な事項が記載されているものと思われ、正確な事実の把握を困難にする具体的危険性等は認められず、条例第7条第6号アを適用することも、同上本文を準用することも許されない。

ウ 条例第7条第2号該当性

別紙様式5において、「担当者氏名」が不開示とされているが、当該欄には指定医療機関への指導等を担当する公務員の氏名が記載されているのであるから、条例第7条第2号アにいう「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」又は同上同号ウの「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等（中略）の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当し、開示されるべきである。

2 処分庁の主張

本件審査請求において、処分庁が主張している弁明の趣旨及び理由は、概ね次のとおりである。

(1) 趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 理由

ア 理由附記の不備

当初、決定通知書において審査請求人の主張する理由附記の不備が存在したものの、処分庁はその後、変更決定通知書を審査請求人に送付し、開示をしない部分の特定及びその理由の提示を行っており、すでに手続違反は更正されている。

イ 条例第7条第6号等該当性

別紙様式5は、処分庁が、生活保護法に基づく近畿厚生局の生活保護法施行事務監査を受ける際に提出、報告する資料であり、前年度に実際に行われた一般指導及び個別指導の実施の経緯、理由、内容等が記載されていることから、審査請求人の主張する一般的な事柄が記載されているものではない。これらが開示されることとなれば、当該法人や当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、情報提供者の信頼と期待の保護及び当該事務事業の適正な遂行に支障が生じることとなるため、一般的な事柄の記述に留まらざるを得ず、その結果、事務監査の目的である、事務処理の具体的技術の確認並びに助言及び指導が妨げられることになりかねない。

一般指導の「実施方法及び具体的内容」、個別指導の「選定の方法」、「決定におけるプロセス」等を開示すれば、関与した情報提供者等の特定につながりかねず、疑念をかけられた個人の権利利益を害するおそれがある。また、これらの情報を行政が開示するとすれば、情報提供者が委縮して将来有益な情報が提供されなくなることが懸念される。なお、情報提供等がなかった場合は開示し、情報提供等があった場合は不開示とする取扱いとした場合に、公文書公開請求

の結果不開示となった場合は情報提供等があったと容易に判断されることから、開示と同様の効果が生じることとなる。よって条例第7条第2号、同第6号等により不開示とされるべきである。

ウ 条例第7条第2号該当性

尼崎市では、毎年度、各部局における事務分掌並びに課長級以上の職員氏名及び職を記載した「尼崎市の組織」という冊子を作成し過年度分を含めて尼崎市市政情報センター等において、何人に対しても閲覧が可能となるよう公開している。

一方で、課長補佐級以下の職員氏名及び職については、公にされておらず、条例第7条第2号アには該当しない。また、同号イ及びウにも該当しないため、同号ただし書きは適用されない。

理 由

1 決定通知書における不開示理由の記載の手續違反について

決定通知書の公文書の開示をしない部分及びその理由欄には、開示しない部分として「個人に関する情報並びに特定の個人が識別できる情報」及び「医療機関名並びに医療機関名が特定できる情報」の記載が、また、不開示の理由として単に根拠条文の記載があるだけで、不開示部分の特定及び不開示理由の記載がなかったことから、理由附記の不備による手續違反は認められる。その後、処分庁は変更決定通知書において開示をしない部分の特定及びその理由の提示を行っており、すでに手續違反は更正されている。

2 不開示の適法性及び妥当性について

本件処分における別紙様式5に記載の「一般指導の実施方法、具体的内容」や個別指導の「選定の方法」「決定におけるプロセス」等には、指導の実施に至る経緯などについて記載されることから、情報提供者の存在する場合や医師等関係者の意見等が指導の端緒となった場合にその旨記載されることは当然にあり得る。

(1) 情報提供者等が存在する場合

情報提供者が存在すること、指導の内容、時期その他開示によって得られるいくつかの情報などをもとに、情報提供を行った特定の個人を識別できる可能性があり、その場合、特定された個人もしくは疑念を持たれた個人の権利利益が害されることが考えられることから、情報提供者等が存在する場合に条例第7条第2号に基づき不開示とすることは妥当である。

加えて、情報提供者等があった場合に、行政がその情報提供者等を特定するに必要な情報を開示することとなれば、情報提供者等が委縮し、将来にわたって情報の入手が困難となる可能性は高いと言わざるを得ない。特に組織の外部からは容易に知り得ない不正が行われた場合に、内部の情報提供者等の存在は不正を是正するための指導の端緒として重要な役割を担っている。よって、事業の適正な遂行に支障

が生じる相当の蓋然性が認められるとして、条例第7条第6号に基づき不開示とすることは妥当である。

なお、審査請求人は、条例第7条第6号の該当性について、条例第3条に定めるとおり「この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する市民の権利を十分に尊重」しなければならず、不開示事由に該当するかどうかの判断は厳格になされるべきであり、個別指導に関する公文書の不開示事由として、条例第7条第6号ア及び同号本文を適用することは許されない旨主張する。条例第7条第6号柱書は、「本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、(中略)次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」にあたる場合は、公文書の不開示事由に該当する旨規定されている。したがって、同号アからオは、限定列举ではなく、開示により事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含むことが容易に想定される事項を例示したに過ぎず、アからオ以外の支障については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断することになる。もっとも、本号は行政機関に広範な裁量を与える趣旨ではなく、名目的、抽象的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるだけでは足りず、実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が必要とされるべきであるところ、本件処分において条例第7条第6号に基づき不開示とすることの妥当性は前述のとおりである。

(2) 不開示理由該当部分の不開示の可能性

処分庁は、別紙様式5の記載内容について、情報提供者等が存在しない場合は開示とし、情報提供者等が存在する場合は不開示とする運用をしたのでは、不開示の場合に情報提供者等があったことを容易に判断しうる状態となり、実質的に開示と同様の効果が生じる旨主張する。しかしながら、情報提供者等の存在があったことを推測できるからといって、ただちに特定の個人を識別できるとは言えず、当該部分の開示・不開示に関して、個人を特定できるかどうか等の検討を行うことなく、条例第7条第2号を根拠に、一律不開示とすることはできない。また、処分庁の主張する理由のみをもって、条例第7条第6号に規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するまでの蓋然性が認められるとはいえない。

そこで、本件処分における別紙様式5の不開示部分について、条例において原則開示とされている趣旨・目的とも照らし、次のとおり条例第7条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかについて、個別に判断するものとする。

ア「Ⅲ 一般指導」欄の記載について

「一般指導の実施方法、具体的内容」欄の記載部分

本件処分に係る当該部分の記載内容は、一般的な内容にとどまるものであり、当該部分を開示することによって、指導に係る事務に支障があるとまでは言い難いことから、条例第7条第6号に規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するまでの蓋然性は認められない。また、条例第7条第2号に規定する「特定の個人を識別することができるもの」といえる情

報も記載されておらず、その他条例に記載される不開示条項にも該当するものではないことから、開示されるべきである。

なお、当該部分を開示すべきとの判断は、あくまで本件処分に限ったものであり、当該部分には前述の通り指導の実施に至る経緯などについて記載され、情報提供者の存在する場合や医師等関係者の意見等が指導の端緒となった場合にその旨記載されることは当然にあり得ることから、本件処分以外の事案については個別に検討することが必要である。

イ「Ⅳ 個別指導」欄の記載について

(ア)「選定の方法」「支払基金から提供されるデータ等の活用の有無・状況」「決定におけるプロセス」「事前提出資料の有無」「指導対象ケース（患者）の選定方法等」欄の記載部分

当該部分を開示した場合、個別指導の方法及び重点等が公になることにより、将来、個別指導を潜脱する行為がなされるおそれがあることから、条例第7条第6号に規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、当該部分を不開示とすることは妥当である。

(イ)「指導内容（医系職員が実施するもの）」「指導内容（医療扶助担当職員が実施するもの①）」「指導内容（医療扶助担当職員が実施するもの②）」「不適切な事例（診療報酬請求に関するものを除く。）に対する是正改善措置の実績及び主な指摘指摘事項例」「不適切な診療報酬請求に対する返還措置」欄の記載部分

個別指導において指導を受けたとの事実を開示すると、指導を受けた法人の運営状態が不適切であるかのような社会的評価を受ける蓋然性があると考えられる。つまり、当該情報を公にすることで当該法人の社会的評価を低下させるおそれがあるといえることから、条例第7条第3号アに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当し、当該部分を不開示とすることは妥当である。

(ウ)「個別指導調書・指導チェックリスト等の有無」欄の記載部分

個別指導調書・指導チェックリストを作成したか否かの事実が記載されているに過ぎず、当該部分を開示することによって個別指導に係る事務に支障があるとまでは言い難いことから、条例第7条第6号に規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するまでの蓋然性が認められるとまではいえない。また、条例第7条第2号に該当する、特定の個人を識別できる情報も記載されておらず、その他条例に規定される不開示条項にも該当するものではないことから、当該部分は開示されるべきである。

ウ「Ⅴ 検査」欄の記載について

「検査対象医療機関の選定方法」「検査の方法」欄の記載部分

当該部分には、具体的な検査の手法に関する内容が記載されていることから、当該部分を開示した場合、検査の方法が公になることにより、将来、検査を潜脱する行為がなされ、検査に係る事務執行に支障が生じるおそれがある。したがって、条例第7条第6号に規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすお

それがあつるもの」に該当し、当該部分を不開示とすることは妥当である。

エ「Ⅵ その他」欄の記載について

(ア)「国保部局等との連携（指導計画や個別事案の情報共有等）を行っているか。」「不正等の情報提供があつた場合の対応」欄の記載部分

本件処分に係る当該部分の記載内容は、一般的な内容にとどまるものであり、当該部分を開示することによって指導や検査に係る事務に支障があるとまでは言い難いことから、条例第7条第6号に規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するまでの蓋然性が認められるとまではいえない。また、条例第7条第2号に該当する、特定の個人を識別できる情報も記載されていないことから、当該部分は開示されるべきである。なお、当該部分を開示すべきとの判断は、本件処分に限つたものであり、本件処分以外の事案については個別の検討が必要であり、その理由については（2）－アにおいて前述したものと同様である。

(イ)「その他（指導等の実施に当たり苦慮している点等）」欄の記載部分

当該部分には、具体的な指導の手法に関する内容が記載されていることから、当該部分を開示した場合、指導の手法が公になることにより、将来、個別指導を潜脱する行為がなされ、個別指導に係る事務執行に支障が生じるおそれがある。したがつて、条例第7条第6号に規定する「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、当該部分を不開示とすることは妥当である。

3 担当公務員氏名の個人情報該当性（条例第7条第2号ア又はウ該当性）

条例第7条第2号は、柱書において氏名等特定の個人を識別できるものは不開示とすることを規定している。しかし、条例第7条第2号ただし書アにおいて、慣行として公にされる情報は除かれ、開示の対象になると規定されている。

尼崎市では、課長級以上の職員の氏名及び職については、「尼崎市の組織」という名称の冊子にて、何人に対しても公開している。よつて、課長級以上の職員の氏名及び職については同号ただし書アに該当し開示の対象となる。それに対し、課長補佐級以下の職員の氏名については、上記のような運用はなされておらず、慣行により公開されているとはいえないことから、課長補佐級以下の担当職員の氏名は「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」ではなく、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。

また、条例第7条第2号ただし書ウでは、公務員の職と氏名を分けており、職については開示情報とするものの、氏名については、個人識別情報である性格を重視して、同号ただし書アにて判断するものとしていることから、担当職員の氏名は、条例第7条第2号ただし書ウには該当しない。

これらのことから、担当公務員の氏名には、条例第7条第2号ただし書ア及びウの適用はなく不開示は妥当である。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

以上のとおり、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、本件審査請求には理由があることから、主文のとおり裁決する。

令和3年7月21日

審査庁 尼崎市長 稲村 和美

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として（訴訟において尼崎市を代表する者は尼崎市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。